

後期高齢者医療制度のお知らせ ～ 保険料軽減の見直しについて～

■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直されました

●保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直されました。

平成26年度

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円＋（24万5千円×世帯の被保険者数）
2割軽減	33万円＋（45万円×世帯の被保険者数）

平成27年度より

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円＋（26万円×世帯の被保険者数）
2割軽減	33万円＋（47万円×世帯の被保険者数）

■ 今回の見直しにより新たに軽減の対象となる世帯の年間保険料額の例

● 単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減		所得割軽減	平成27年度	前年度比
	前年度	新			
193万円	2割	5割	5割	46,700円	15,500円減
194万円	2割	5割	5割	47,300円	15,400円減
214万円	-	2割	-	105,300円	10,300円減
215万円	-	2割	-	106,400円	10,200円減

● 夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減		所得割軽減	平成27年度	前年度比
		前年度	新			
218万円	夫妻	2割	5割	-	94,100円	15,400円減
		-	-	-	25,700円	15,400円減
220万円	夫妻	2割	5割	-	96,200円	15,400円減
		-	-	-	25,700円	15,400円減
259万円	夫妻	-	2割	-	152,600円	10,300円減
		-	-	-	41,100円	10,300円減
262万円	夫妻	-	2割	-	155,800円	10,300円減
		-	-	-	41,100円	10,300円減

◆ 保険料の計算方法（平成27年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 51,472円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成26年中の所得－33万円)×10.52%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	---	---	---

● 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成27年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
電話 011-290-5601

お住まいの市町村
浦幌町役場 町民課 保険医療係
電話 576-2114

町債権管理条例を施行

町民負担の公平性を確保

町では、財政の健全化と町民負担の公平性を確保し、町が保有する全ての債権の適正な管理及び未収金の縮減を図るため、浦幌町債権管理条例を制定し、本年4月1日から施行しました。

この条例は、理由もなく町に金銭を納めない方への対処方法について、事務処理に必要な事項を定め、町の債権管理の適正化を図ることにより、町民の皆様への公平な負担を確保するために制定したものです。今後はこの条例に従い対処していきますが、何らかの理由により金銭を定められた期限内に納付できない場合には、今までどおり相談に応じてまいりますので、お早めにお申し出下さい。お申し出が遅くなればなるほど対処が難しくなり、延滞金や遅延損害金といったペナルティの金銭も余分にかかることとなります。

また、保証人の方がいる公営住宅等の家賃の場合には、保証人の方への家賃請求や住宅明け渡しなどの措置が取られることにもなりますので、期限内の納付が難しい場合は、必ずご相談ください。

これからも滞納の発生を抑えるため、事前の対処に努めてまいりますので、期限内納付をお願いいたします。

ご不明な点がありましたら、町民課納税係にお問合わせください。

▽浦幌町役場 町民課 納税係

(TEL 015-576-2115 直通)

防災 みんなで考えよう



「家族で学ぶ防災」で炊き出しや地震の学習

浦幌町立博物館世代間交流事業の「家族で学ぶ防災」食べて共に生き抜こう」(町立博物館、うらほろ和ごころ体験塾共催)が3月21日、町教育文化センターで開かれ、約70人が参加しました。地域防災マスターの松本英俊さんが「防災・減災『大地震から身を守るためには?』」をテーマに講演。また、専用器具や飯ごうを使った炊き出し体験や、非常用の食糧を調理して試食。防災への意識を深めました。

